

不正行為等通報の受理及び処理状況について

令和7年9月中に考査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

| 通報者 | 件数(件) |
|-----|-------|
| 県民等 | 1     |
| 匿名  | 3     |
| 職員等 | 1     |
| 計   | 5     |

(2)通報方法別

| 通報者    | 件数(件) |
|--------|-------|
| 電子メール  | 5     |
| 郵便・FAX | 0     |
| 面談・電話  | 0     |
| 計      | 5     |

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

| 通報内容 |                                                        | 処理状況                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ①    | ある出先機関の職員は、不当に超過勤務手当を得たり、勤務中に別室で寝たりしている。               | 調査の結果、通報の事実は確認できなかった。                                                             |
| ②    | 国の出先機関の職員が、機関敷地内において野良猫に餌をあたえ続けた結果、野良猫が増え、近隣住民が迷惑している。 | 所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。                                                           |
| ③    | 県のどの部署が捨て猫の引取り窓口になっているのか、わかりにくい。                       | 所管課に確認したところ、原則としては引取り窓口は保健所となるが、引取りにあたっては、所定の確認作業が必要になるので、まずは保健所に相談いただきたい旨の回答を得た。 |
| ④    | ある所属において、賭け事をしている職員がいるらしい、という話を聞いた。                    | 調査の結果、通報の事実は確認できなかった。                                                             |
| ⑤    | ある出先機関において、遅刻をしている職員がいる。                               | 調査中                                                                               |

通報内容を分類すると次のようになります。

|                          |   |     |
|--------------------------|---|-----|
| (1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの | 3 | ①④⑤ |
| (2)県の行政事務処理、その他に関するもの    | 2 | ②③  |

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

|                                    |   |    |
|------------------------------------|---|----|
| (1) 調査の結果、是正の必要がないもの               | 3 |    |
| (うち通報内容が事実とは認められないもの)              | 2 | ①④ |
| (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)  | 0 |    |
| (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)         | 0 |    |
| (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) | 1 | ③  |
| (2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの      | 0 |    |
| (3) 調査を継続中としたもの                    | 1 | ⑤  |
| (4) 不受理としたもの                       | 1 | ②  |

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)  
総務部 総務管理局 考査課  
担当：石井、額田  
電話：073-441-2136  
内線：2115、2116